

令和元年度第2回寝屋川市要保護児童対策地域協議会代表者会議議事録

1 日時

令和2年2月5日（水）午後1時30分～午後3時

2 場所

寝屋川市立保健福祉センター5階 会議室1・2

3 当日の参加者等

(1) 出席委員（32名中29名出席3名欠席）

- ア 畑中 こども部 部長 会長
- イ 辻 こども部 次長 兼 こどもを守る課 課長 副会長
- ウ 浜田 浜田・木村法律事務所 弁護士
- エ 上田 寝屋川市歯科医師会 専務理事
- オ 久保 大阪府助産師会寝屋川班 班長
- カ 乾 寝屋川市民生委員児童委員協議会 副会長
- キ 川村 大阪府寝屋川警察署 生活安全課 課長代理
- ク 林 大阪府中央子ども家庭センター 次長 兼 相談対応第一課 課長
- ケ 眞先 枚方寝屋川消防組合寝屋川消防署 副署長
- コ 村田 大阪法務局 人権擁護部第二課 係長
- サ 羽根田 寝屋川地区人権擁護委員会 会長
- シ 友井 寝屋川地区人権擁護委員会 委員
- ス 阪本 人・ふれあい部 人権文化課 課長
- セ 青木 人・ふれあい部 危機管理室次長兼監察課 課長
- ソ 山田 福祉部 次長 兼 保護課 課長
- タ 西村 福祉部 次長 兼 障害福祉課 課長
- チ 西野 こども部 こどもを守る課 課長
- ツ 白石 こども部 子育て支援課 課長
- テ 中村 こども部 次長 兼 保育課 課長
- ト 伊東 寝屋川市立保育所所長会 会長
- ナ 森本 寝屋川市民間保育所協議会 事務局長
- ニ 高見 学校教育部 学務課 係長

ヌ 日高 学校教育部 教育指導課 係長
ネ 籠本 寝屋川市総合教育研修センター 係長
ノ 有山 寝屋川市立小学校 小学校校長会 会長
ハ 一柳 寝屋川市立中学校 中学校校長会 会長
ヒ 九條 寝屋川私立幼稚園 園長会 会長
フ 池峯 寝屋川市私立幼稚園協議会 会長
ヘ 川原 社会教育部 青少年課 課長

(2) 欠席委員

ア 青山 寝屋川市医師会 副会長
イ 宮園 寝屋川市保健所 所長
ウ 五月女 寝屋川市社会福祉協議会 事務局次長 兼 総務課 課長

(3) 事務局

ア 岡本 こどもを守る課 係長
イ 浅野 こどもを守る課
ウ 水谷 こどもを守る課
エ 北中 こどもを守る課
オ 吉田 こどもを守る課

(4) 実務者

ア 三木 危機管理室監察課 課長代理 兼 係長
イ 祖父江 子育て支援課 課長代理 兼 係長
ウ 檜原 子育て支援課 係長
エ 松岡 子育て支援課
オ 西田 子育て支援課

4 会議内容

(1) 新任委員の紹介及び構成機関の変更

事務局・岡本（こどもを守る課）から新任委員及び令和元年 10 月 17 日付けの寝屋川市の機構改革及び人事異動の内容について紹介された。

また、要保護児童対策地域協議会設置要綱第 4 条の規定により、こども部長の畑中が協議会会長に就任していることが報告された。

(2) 寝屋川市要保護児童対策地域協議会 会長挨拶

畑中会長より、要保護児童対策地域協議会の開催に伴い、挨拶がなされた。

(3) 議題

ア 会議の公開・非公開の決定

事務局・岡本（こどもを守る課）から、要綱第 12 条に基づき、代表者会議を原則公開とする旨の説明がなされ、委員からの異議がなかったことから、本会議の公開が決定した。

イ 意見交換会

(ア) 各機関の取り組み報告

子どもの笑顔・命を守るといった観点から、各機関が実施している取り組みについて、各委員より報告がなされた。

〔西野委員（こどもを守る課）〕

こどもを守る課では、要保護児童対策地域協議会の事務局として、関係機関に対して、児童のモニタリングの要点について書面等を通じて、情報提供を図っている。

また、昨年度から取り組んでいる子ども家庭総合支援拠点事業についても、連携機関との細やかな情報共有のほか、実務者会議を開催するなど、児童虐待の未然防止、早期発見に向け連携を深めている。

昨年度から実施している「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認」について、各関係機関の協力を得て、すべての児童の安全を確認することができた。来年度以降の調査も見込まれることから、引続き、ご協力をお願いしたいと考えている。

〔西村委員（障害福祉課）〕

寝屋川市の人口の約 6 パーセントが身体障害者手帳・精神保健福祉手帳・療育手帳を所持している。昨今の傾向として大人・子どもを問わず発達障害が増加しているため、市としても毎年、講演会を行い、理解・啓発に努めている。

子どもに対する障害福祉サービスとして、放課後等デイサービス事業が挙げられる。6 歳から 18 歳までの障害のある子どもが放課後や学校の休日に利用できる福祉サービスである。平成 24 年度から始まった制度であり、当初は寝屋川市内で 6 か所であったが 31 か所まで増加して

いる。利用者にとって最善の事業所と契約できるよう市としても啓発・紹介していきたいと考えている。

〔山田委員（保護課）〕

子どもに対する支援について、カウンセラーの資格を有する子どもの健全育成相談員を2名配置している。保護受給世帯の子どもの養育に関して不安を抱える親へのカウンセリングを中心に保育所、小・中学校と連携し、生活状況の把握・情報提供、また、病院等の施設で行われるケースカンファレンスへの参加、ケースワーカーの家庭訪問に同行する等、自立支援に努めている。

令和元年12月末日現在、支援員2人で延べ214ケースを担当している。面接相談件数が460件、家庭訪問件数が78件となっている。昨年の同時期と比較して面接相談件数が増加し、家庭訪問件数が微減となっている。

保護課として、引続き、支援ケースとの関係性の構築とともに様々な支援者の協力を得ながら、サポートを行い自立支援に努めていく。

〔白石委員（子育て支援課）〕

子育て支援課では、妊娠期から子育て期までを支援する母子保健事業、発達に関する相談支援事業、地域の子育て支援を展開するこどもセンターや子育ての息抜き習慣を進める子育てリフレッシュ館など様々な子育て支援に取り組んでいる。どの事業においても、育児をする保護者が孤立することがないように親子の支援が大切であると考えている。また、出生数の減少や核家族の増加に伴い、育児モデルが少なくなっていると感じている。父親の育児参加は以前より増加しているが、まだまだ、母親が育児を担う家庭が多く、共働き世帯の増加に伴い、仕事と育児の両立に悩む母親もたくさんいる。各々の状況に応じた支援が必要であると感じている。

また、母子保健事業を基盤として、子育て支援事業と連携し、妊娠期から子育て期を通じて、必要な支援を切れ目なく受けられる相談窓口として、平成30年度に子育て世代包括支援センターを市内2か所に設置した。同センターでは、妊娠届出時に必ず助産師・保健師の専門職によ

る全数面接を実施し、妊娠期からの支援の充実を図っている。専門職が妊産婦や子どもの状況に応じて、妊娠期の過ごし方や出産後の心身の健康、母乳育児などの生活のアドバイスや利用可能な支援制度の紹介を行うなど、利用者目線に立った支援を心掛けている。今後も、母子保健・子育て支援がそれぞれの役割を発揮し、他の関係機関とも連携しながら重層的に支援することで、孤立した育児を防ぎ、子どもの命・笑顔が守られるように取り組んでいきたい。

〔阪本委員（人権文化課）〕

人権文化課では、DV 事案を担当しており、DV 事案に関連した虐待事案をはじめ、各関係所管課が保護できない案件についても、大阪府等との関係機関と調整を図りながら保護・支援している。

平成 30 年度においては、実人数で 60 人ほどの相談を受けている。そのうち、約 10 件が一時保護となっている。

人権文化課では、直接子どもに関わる事業は行っていないが、いじめや虐待等の背景には、DV が絡んでいることがあり、重要な問題として、事業展開を行っている。各関係機関との連携強化については、相談内容等の背景に何が隠されているかを認識しながら取り組むことによって、必然的に連携強化につながると考えている。

〔日高委員（教育指導課）〕

学校や関係諸機関と連携し、児童虐待の防止に向けた取り組みを行っている。学校ではケース会議を開催しており、スクールソーシャルワーカーを会議に派遣することで、会議の充実及び支援を行っている。ケース会議の充実を目的とした取り組みとして、各学校でケース会議の中心となる教員を対象にケース会議コーディネーター会を年 12 回開催している。解決が困難な事例については、寝屋川市子どもサポート会議において、大学教授・弁護士・精神科医等の有識者を交えて事例検討をしている。さらに、全教職員を対象に中学校区ごとにスクールソーシャルワーカーを講師とした虐待防止研修を毎年開催している。

また、昨年度からの取り組みとして、夏季休業期間中には青少年課と協力し、小学校 1 年生と中学校 1 年生を対象に家庭訪問等による状況把

握を行っている。昨年度は対象家庭すべての家庭訪問を行ったが、今年度については、留守家庭児童会やクラブ活動での児童・生徒の状況を踏まえて、確認や聞き取りを行っている。

〔籠本委員（総合教育研修センター）〕

総合教育研修センターでは、電話相談による教育相談を行っている。毎年4月には、小・中学校にカードを配布し、電話相談窓口の周知を図っている。また、長期休業明けに学校を通じて、電話相談案内カードの活用方法を配布している。周知を図ったことで電話相談の件数も増加傾向にある。保護者からの相談が多くなっており、相談内容等に応じて、適宜、関係機関と連携し、対応している。

教職員研修として、虐待に関するアセスメントシートの記入方法等の研修を組み込むことで、経年的に教職員育成にも取り組んでいる。

〔川原委員（青少年課）〕

青少年課では、子育てに悩む保護者や登校渋りがある児童などに対して、学校と相談しながら家庭訪問や登校支援を行う家庭教育サポーターを全国初の取り組みとして全24小学校に配置している。夏季休業期間中に小学校1年生・中学校1年生の全戸訪問を昨年度から児童生徒支援人材と連携し実施している。

また、留守家庭児童会を所管しており、着替えの際にあざ等の確認を行うことができるため、青少年指導員が声掛けを行うことができる。必要であれば、学校と連携し、こどもを守る課や中央子ども家庭センターに通告または相談を行い、早期の対応を行っている。

中学1年生から30歳までの若者が自由に使用できる施設として、青少年の居場所を市内に2か所設置している。

最近の傾向として、高校生等の年齢に達している年齢層に対して、どのように対応していくのか、青少年課として、今後検討していく必要があると考えている。

〔高見委員（学務課）〕

学務課では、幼稚園における普段の保育の中で、園児にあざがないか、同じ服が続いていないか等の確認を行い、内容に応じて関係機関と連携

している。また、発達に課題のある園児に対して、対象園児に応じた幼稚園教諭の配置を行っている。

〔中村委員（保育課）〕

保育課では、市立保育所、民間保育所、認定こども園の保育所入所の調整を業務として行っている。その中で、障害児等の保育所入所について、民間保育所と協力、連携しながら保育所入所につなげている。また、対象となる子どもが年々、増加しており、そのような状況の中で保育所等と連携しながら、見守っている。入所前については保育園等と調整する中で連携しているが、入所後の保育課からのフォローというのが十分ではないと考えており、課題としている。また、市立保育所だけでなく、民間保育所等にも声掛けを行い、研修を行っている。

〔林委員（大阪府中央子ども家庭センター）〕

子ども家庭センターの体制強化については、職員の増員を図っていくことを大阪府知事が表明している。また、重大事案が起きないように躊躇なく一時保護することとし、夜間休日についても緊急対応のため当直体制をとっている。

適切な対応を行うため、心配な情報があれば市や子ども家庭センターに通告してもらいたい。特にけがが重い事案や性的虐待等の事案については、できるだけ早く子ども家庭センターに通告してもらいたい。

子ども家庭センターでは、通告受理後 48 時間以内に安全確認を行うこととしている。子ども家庭センターによる直接確認、学校や保育園に確認すること等で安全確認している。また、安全確認と並行して保護者の状況等の調査を行いながら、一時保護が必要か、在宅で指導するかなど、対応のスピードや対応を判断している。そのため、各関係機関には、速やかな調査への協力をお願いしたい。

一時保護の際は、立入調査を行うこともあるが、学校等の場所で子どもに事情を聞き一時保護の説明もしたうえで、一時保護としていることも多い。引続き協力をお願いしたい。一時保護については、子ども家庭センターが判断しており、保護者にはその旨説明している。

一時保護先を確保するため、短期間もしくは数日間でも預かっていた

だけの里親を募集している。

また、子ども家庭センターは、子どもの安全と健全育成のため、施設入所等が必要だが保護者の同意を得られない場合には、家庭裁判所に施設入所の承認を求める等法的対応を行う。その際に関係機関の情報は重要である。心配な子どもがいれば、事実を具体的に記録に残すことをお願いしたい。

〔伊東委員（寝屋川市立保育所所長会）〕

各公立保育所においては、子どもたちの様子を見守りながら、日々、保育を行っている。

また、子どもの安全を最優先にすることを考え、関係機関につながとことをしっかり学習し、連携を図ることが定着している。主担機関を共有しているため、何かあればすぐに連絡するという仕組みが出来上がってきている。

保護者との懇談時の記録や子どものけがの写真は必ず残すようにしている。保護者の様子に変化があれば、兄弟姉妹等の関係機関と必ず情報共有をしている。また、休みが続くようであれば、職員が電話等で確認を行っており、子どもたちの安全を見守るという対応が定着してきている。

また、見守りが必要な子どもが増加しており、対応も困難になってきているため、こどもを守る課や中央子ども家庭センターに適宜相談している。

〔村田委員（大阪法務局）〕

全国の小中学生に対して、子どもの人権 SOS ミニレターを配布し、切手を貼らずにポストに投函すると法務局職員や人権擁護委員が返事する取り組みを行っている。その他、子どもの人権 110 番というフリーダイヤルの電話相談事業にも取り組んでいる。

電話相談は保護者からの相談が多くなる傾向があるが、子どもの人権 SOS ミニレターは学校に協力してもらい、子どもに直接配布しているため本人からの相談が寄せられる。その中には、虐待に関する相談も記載されていることもあるため、必要に応じて、学校に連絡することや児童

相談所に連絡する等、各関係機関と連携し対応を図っている。相談内容は秘密にするということで取り組んでいる事業であるため、直接悩み事を大人に言えない子どもの最後の相談ツールとして取り組んでいるところである。

相談内容の返事については、返信先を自宅・学校・その他から選択することができる。電話での回答も可能である。

〔友井委員（寝屋川地区人権擁護委員会）〕

DV、特に面前 DV は子どもに大きな影響を与えることを幼稚園や保育所等で何気なく教えていくこと、また、子どもの視点から気づかせていくことが重要と考える。関係機関の協力をお願いしたい。

各機関の取り組み報告後、青木委員（危機管理室監察課）から子どもを守る課の取り組みについて質問がなされた。

〔青木委員（危機管理室監察課）〕

総合センターの機能移転があったことに伴い、保護課等との連携はどのようなになっているのか。

〔辻副会長（こどもを守る課）〕

個別ケースに応じて、関係機関と迅速に連携し対応している。

〔青木委員（危機管理室監察課）〕

要保護児童地域対策協議会に計上されている数は把握しているか。

〔辻副会長（こどもを守る課）〕

平成 30 年度においては、要保護児童 532 人・要支援児童 286 人・特定妊婦 76 人、合計 894 人となっている。

〔青木委員（危機管理室監察課）〕

留守家庭児童会の入会において、保護者の保育に不安があると判断される場合に調整等を行っているか。

〔辻副会長（こどもを守る課）〕

留守家庭児童会と協力し取り組んでいる。また、各関係機関と連携し、見守り体制を構築している。

〔青木委員（危機管理室監察課）〕

在宅世帯に対する支援については、どこが担当しているか。

〔辻副会長（こどもを守る課）〕

関係機関の協力を得ながら、こどもを守る課で見守り等の必要な対応を行っている。

〔青木委員（危機管理室監察課）〕

児童手当・児童扶養手当の窓口等で心配な言動等があった場合、どのような支援を行っていくかを検討する会議体が設けられていたと思うが、現在はどのようなになっているか。

〔辻副会長（こどもを守る課）〕

子ども家庭総合支援拠点事業として、庁内関係課が連携し、僅かな兆しを見逃さず、情報共有を行い、児童虐待の未然防止に取り組んでいる。

〔青木委員（危機管理室監察課）〕

こんにちは赤ちゃん訪問事業は民生委員児童委員が訪問を行っているが、赤ちゃんの現状確認や保護者の育児状況等を確認できる重要な事業だと認識している。心配な状況があれば、民生委員児童委員協議会の事務局である福祉総務課にそのような情報を報告することになっているのか、それとも、こどもを守る課と直接連携しているのか。

〔辻副会長（こどもを守る課）〕

直接、こどもを守る課と連携して取り組んでいる。

〔乾委員（寝屋川市民生委員児童委員協議会）〕

民生委員児童委員の立場で、地域から心配な情報が寄せられる。その際は、こどもを守る課に報告している。また、小学校・中学校の校長に報告し、連携を図りながら、取り組んでいる。

〔浜田弁護士〕

児童福祉法改正の中で体罰の禁止について規定された。厚生労働省では、しつけと体罰についてのガイドラインを作成しているところである。

また、体罰禁止に関連することとして、法務省においても民法に規定されている懲戒権に対する改正の議論が行われている。

これらの動きは国が重点的に取り組む表れであると感じている。

各機関から報告をしてもらう中で有意義な意見交換ができたと感じて

いる。

(4) その他

事務局・岡本から、西野委員から報告された、「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認」について、来年度以降の調査も見込まれることから、引続き、関係機関の協力を求める旨の説明がなされた。

また、令和2年3月16日に、こどもを守る課による、関係機関向けの研修会が開催される旨の説明がなされた。

以上をもって、会議は終了し、散会となった。